

## (目的)

第1条 この要綱は、高知市における契約事務の適正な執行を確保するため、有資格業者（高知市契約規則（昭和40年規則第4号）第4条及び第24条に規定する有資格業者をいう。以下同じ。）の指名停止（一般競争入札における入札参加資格の一定期間の停止措置を含む。以下同じ。）に関して必要な事項を定めるものとする。

## (指名停止等)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、高知市契約等審議会に諮り情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が他の事案により別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、高知市契約等審議会に諮り情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について当該指名停止の期間に引き続き指名停止を行うものとする。

3 市長は、指名停止の期間が満了した有資格業者に極めて悪質な事由が明らかになったとき又は極めて重大な結果を生じさせたことが明らかになったときは、高知市契約等審議会に諮り第4条第5項の規定を適用したとしたならば延長されることとなる期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うことができるものとする。

4 市長は、前3項の規定による指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

## (再受託者及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項から第3項までの規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である再受託者（当該指名停止に係る有資格業者から委託を受けた者をいう。以下同じ。）があることが明らかになったときは、当該再受託者について、当該指名停止に係る有資格業者の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 市長は、前条第1項から第3項までの規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる構成員を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め指名停止を併せて行うものとする。

3 市長は、前条第1項から第3項まで又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員を含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

## (指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期（指名停止の期間のうち最も短い期間をいう。以下同じ。）及び長期（指名停止の期間のうち最も長い期間をいう。以下同じ。）の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、当該別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たない場合にあっては、1.5倍）の期間とする。

別表第1各号に掲げる措置要件のいずれか又は別表第2各号に掲げる措置要件のいずれかに係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過する日までの間に、それぞれ再度別表第1各号に掲げる措置要件のいずれか又は別表第2各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

別表第2第1号から第3号までに掲げる措置要件のいずれか又は同表第4号から第9号までに掲げる措置要件のいずれかに係る指名停止の期間の満了後3年を経過する日までの間に、それぞれ再度同

表第1号から第3号までに掲げる措置要件のいずれか又は同表第4号から第9号までに掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）

- 3 市長は、別表第2第4号から第6号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する有資格業者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）**第7条の2第10項から第12項**までの規定により課徴金が減免され、その事実が公表されたときは、当該公表がなかったと想定した場合における指名停止の期間の2分の1の期間に短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、第1項又は第2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 5 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 7 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が当該事案について責を負わないことが明らかになったと認められるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第4条の2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合（前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）における指名停止の期間の短期は、当該別表各号に定める短期の2倍の期間とする。

- (1) 談合（刑法（明治40年法律第45号）**第96条の6第2項**に規定する談合をいう。以下同じ。）に関する情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が**当該談合を行っていない**との誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号又は第7号の措置要件に該当したとき。
  - (2) 別表第2第4号から第9号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法の規定に違反する行為に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害（刑法**第96条の6第1項**に規定する競売入札妨害をいう。以下同じ。）若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法の規定に違反する行為又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であると明らかになったとき（前号の規定に該当することとなった場合を除く。）
  - (3) 別表第2第4号から第6号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する有資格業者について、**独占禁止法第7条の2第7項**の規定の適用があったとき（前2号の規定に該当することとなった場合を除く。）
- 2 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項の規定に基づく市長による調査の結果、同法第2条第5項に規定する入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該行為に関し、別表第2第4号から第6号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（前項各号の規定に該当することとなった場合を除く。）における指名停止の期間の短期は、当該別表各号に定める短期に1か月を加算した期間とする。
- 3 高知市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号から第9号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1項第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）における指名停止の期間の短期は、当該別表各号に定める短期に1か月を加算した期間とする。

（指名停止の通知）

第5条 市長は、第2条第1項から第3項まで若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条

第6項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第7項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。

2 契約課長は、前項の規定により有資格業者に対して指名停止の通知をしたときは、関係所属長にも通知するものとする。

3 市長は、第2条第4項の規定により指名を取り消したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。

( 随意契約の相手方の制限 )

第6条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、市長においてやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

( 再受託の禁止 )

第7条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を高知市が発注する契約の全部若しくは一部の再受託者とすることを承認してはならない。

( 指名停止に至らない事由に関する措置 )

第8条 市長は、当該有資格業者の行った行為が別表各号に掲げる措置要件に該当しない場合においても、高知市における契約事務の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

( その他 )

第9条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成9年11月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に発生し、若しくは認定した事実及び施行日前になされた行為については、この要綱による改正後の高知市建設工事請負業者指名停止措置要綱別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に発生し、若しくは認定した事実及び施行日前になされた行為については、この要綱による改正後の高知市建設工事請負業者指名停止措置要綱別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に発生し、若しくは認定した事実及び施行日前になされた行為については、この要綱による改正後の高知市建設工事請負業者指名停止措置要綱別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に発生し、若しくは認定した事実及び施行日前になされた行為については、この要綱による改正後の高知市建設工事請負業者指名停止措置要綱別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に発生し、又は認定した事実及び施行日前になされ

た行為については、この要綱による改正後の高知市建設工事請負業者指名停止措置要綱別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年8月24日から施行し、平成18年8月18日から適用する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に発生し、又は認定した事実及び施行日前になされた行為については、この要綱による改正後の高知市建設工事請負業者指名停止措置要綱別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に発生し、又は認定した事実及び施行日前になされた行為については、この要綱による改正後の高知市建設工事請負業者指名停止措置要綱別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に発生し、又は認定した事実及び施行日前になされた行為については、この要綱による改正後の高知市競争入札指名停止措置要綱別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に発生し、又は認定した事実及び施行日前になされた行為については、この要綱による改正後の高知市競争入札指名停止措置要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に発生し、又は認定した事実及び施行日前になされた行為については、この要綱による改正後の高知市競争入札指名停止措置要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

高知県内において生じた事故等に基づく措置基準

| 措 置 要 件  | 期 間         |
|--|-------------|
| (虚偽記載)   |             |
| 1 高知市が発注する契約に係る一般競争又は指名競争入札において、競争入札参加資格審査申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。<br>(故意による粗雑履行) | 1か月以上6か月以内  |
| 2 高知市と締結した契約(以下「市契約」という。)の履行に当たり、故意により履行を粗雑にしたと認められるとき。<br>(過失による粗雑履行)   | 2か月以上12か月以内 |
| 3 市契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)   | 1か月以上6か月以内  |
| 4 県内における契約で市契約以外のもの(以下「一般契約」という。)の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、かしが重大と認められるとき。<br>(契約違反)                                | 1か月以上3か月以内  |
| 5 第2号及び第3号に掲げる場合のほか、市契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。<br>(公衆損害事故)   | 2週間以上4か月以内  |
| 6 市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。                                       | 1か月以上6か月以内  |
| 7 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。<br>(契約関係者事故)                   | 1か月以上3か月以内  |
| 8 市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。   | 2週間以上4か月以内  |
| 9 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。                                       | 2週間以上2か月以内  |

## 別表第2

## 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

| 措 置 要 件   | 期 間                                     |
|---|---|
| (贈賄)  |   |
| 1 次に掲げる者が高知市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。<br>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)<br>イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でアに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)<br>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。) | 4か月以上18か月以内                             |
| 2 次に掲げる者が県内の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。<br>ア 代表役員等<br>イ 一般役員等<br>ウ 使用人  | 3か月以上14か月以内<br>2か月以上9か月以内<br>1か月以上5か月以内 |
| 3 次に掲げる者が県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。<br>ア 代表役員等<br>イ 一般役員等<br>ウ 使用人  | 2か月以上9か月以内<br>1か月以上5か月以内<br>1か月以上3か月以内  |
| (独占禁止法違反行為)   |   |
| 4 市契約に関し、独占禁止法第3条又は <b>第8条第1号</b> の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。  | 3か月以上14か月以内                             |
| 5 県内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は <b>第8条第1号</b> の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)   | 2か月以上14か月以内                             |
| 6 県外において、業務に関し、独占禁止法第3条又は <b>第8条第1号</b> の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。  | 1か月以上14か月以内                             |
| (競売入札妨害又は談合)  |   |
| 7 市契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。  | 3か月以上18か月以内                             |
| 8 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員若しくは使用人が県内における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)  | 2か月以上18か月以内                             |
| 9 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員若しくは使用人が県外における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。   | 1か月以上18か月以内                             |
| (暴力団等関与)  |   |
| 10 代表役員等、一般役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者(以下「役員等」という。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが、同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等( <b>同条第1号に規定する暴力的不当行為等をいう。</b> )                                     | 12か月以上24か月以内                            |

|   |  |
|---|--|
| <p>を行う者若しくは暴力団に資金及び武器を配給する等して、その組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）であると認められるとき。</p> <p>11 役員等が業務に関し、暴力団員又は暴力団準構成員（以下「<b>暴力団員等</b>」という。）を使用したと認められるとき。</p> <p>12 <b>暴力団員等</b>を雇用しているとき。</p> <p>13 役員等がいかなる名義をもってするを問わず、<b>暴力団</b>に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められるとき。</p> <p>14 役員等が暴力団又は<b>暴力団員等</b>が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人の役員となる等、暴力団又は<b>暴力団員等</b>と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>15 役員等が業務に関し、暴力団又は<b>暴力団員等</b>が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められるとき。</p> <p>16 市契約に関し、役員等又は使用人が暴力団又は<b>暴力団員等</b>が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められるとき。</p> <p>17 市契約に関し、暴力団又は<b>暴力団員等</b>から不当介入を受けながら、市への報告を怠ったとき。<br/>（不当要求行為）</p> <p>18 高知市不当要求行為対策要綱（平成 18 年告示第 54 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき措置が講じられ、契約の相手方として不相当であると認められるとき。<br/>（不正又は不誠実な行為）</p> <p>19 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>20 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> | <p>6 か月以上 18 か月以内</p> <p>1 か月以上 6 か月以内<br/>4 か月以上 18 か月以内</p> <p>4 か月以上 18 か月以内</p> <p>4 か月以上 18 か月以内</p> <p>6 か月以上 18 か月以内</p> <p>1 か月以上 6 か月以内</p> <p>3 か月以上 18 か月以内</p> <p>1 か月以上 14 か月以内</p> <p>1 か月以上 14 か月以内</p> |
|---|--|